

共有地と集落組織・

その解体と再編成

— 岩手県松尾村調査から —

川口 諱

岩手県松尾村は、岩手北上山系の典型的な旧畑作馬産地域に属する。この村については、すでに昭和三二年に発表された詳細な調査報告、須永重光・菅野俊作共著『岩手山麓における畜産業と牧野利用の経済構造』（東北大学農学研究）があり、また最近の松尾村については、昭和四二年に完工した国営大規模開田と、その後の変貌過程を追跡した大場正巳稿「開田化の村・その後」（『農業総合研究』第三六巻第二号）など、多くの調査報告がある。

本稿は、これらの成果に学びながら、やや視点を変えて社会的側面から、この旧畑作馬産地域の村落社会の姿を捉えようと試みたものである。

《ノート》 共有地と集落組織・その解体と再編成

一、戦前期までの共有地とムラ社会の構造

松尾村では、日常的にも、また、公式の村文書でも、ブラクという同じ呼称で二種類の社会集団が呼ばれている。一つは、藩政期以来の行政単位であった松尾村、野駄村、寄木村のことである。明治二一年の市制町村制の施行により、これら三カ村は合併されて今日の松尾村となり、それぞれは地理的な区画としての大字となったが、なお、社会集団としての実質を残してブラクと呼ばれる⁽¹⁾。二つは、これら三大字の地域の中に存在する小社会集団で、三〇〜四〇戸の集居をなした村落のことである⁽²⁾。いわば、この「小」ブラク四〜六個が集合して「大」ブラクが形成されているといってもよい。以下、まず、この二つの種類のブラクを区別して順に論ずることから始めなくてはなるまい。ここでは便宜上、「大」ブラクを大字または区と呼び、「小」ブラクを集落と呼んで、書き進めることにしよう。

なお、各大字の戸数は昭和一五年現在で、大字松尾二三六戸、大字野駄一八二戸、大字寄木三〇三戸であり、また、小集落の戸数は最少二四戸から最多八一戸の間に分布していた（第1表）。

(一) 行政村の性格

松尾村は明治二一年の市制町村制の施行に際して、村内から

第1表 松尾村大字別・集落別戸数および人口（昭和15年）

			戸	数 (戸)	人	口 (人)	
大字松尾	谷中時落	地松	中沢	52	236	264	1,310
			尾森合	33		196	
				62		335	
				65		365	
				24		150	
大字野畝	森向山中	子村道沢		61	182	372	1,259
				42		305	
				50		343	
				29		239	
大字寄木	北新中田南	寄木寄畑	木田郡中木	55	303	415	2,198
				81		628	
				52		382	
				30		183	
				56		385	
				29		205	
計				721		4,767	

資料：『松尾村議会議誌』上巻，604頁。

注．松尾鉾山関係を除く。

村長を擁立することができず、有給の村長を他の村から輸入して急場をしのがなくてはならなかった。村内から名譽職村長を擁立できるようになったのは明治三一年からだ、それ以後も、輸入村長一期（大正四、七年）、村長空席のまま村長代理助役でしのいだ時期が二回ある。松尾村が地方自治団体としての統一性を形成するまでに、少なからざる困難が伴ったことを推測させる。

松尾村村会の出席率も、かつてはきわめて悪く、定足数に満たないで散会となること屢々であった。そして大正一三年度から、三大字をそれぞれ地方制度上の財産区とし、松尾村の予算とは別個に三大字それぞれの歳入出予算が村会で議決されるようになって、漸く村会の出席率が良くなったようにみえる。以後、この予算方式は、昭和二一年度まで継続された。

さらに、松尾村村会は、三大字の区長および区長代理を、三年任期を原則として、正式に選挙で選任して村会議事録に記録している。これは明治三〇年代から昭和二〇年まで続けられた制度であった。

以上の事実は、明治二十一年の市制町村制施行に伴う松尾村誕生以降も、旧村たる三大字の独立性が強く

第2表 各大字の共有林野面積（大正7年現在）

	旧大字有林野 (A)	新大字有林野 (B)	計
	町	町	町
大 字 松 尾	0.2	64.4	64.6
大 字 野 駄	324.5	9.2	333.7
大 字 寄 木	85.3	216.3	301.6
計	410.0	289.9	699.9

資料：須永・菅野『岩手山麓における畜産業と牧野利用の経済構造』（東北大学農学研究所，昭和32年）より引用。

注. (A)は，官民有区分による大字有名義林野。

(B)は，明治39年，不要存置処分によって払い下げられた林野，後に村有に統一。

残っていたことを想像させる。その物質的根拠に、三大字それぞれが所有もしくは占有していた広大な林野の存在があり、その背後に、それに立脚し、それを支える特定の社会構造があったことに注目しなくてはならない。

(二) 大字の構造

各大字の共有林野は大正七年現在で、大字松尾六五町歩、大字野駄三三四町歩、大字寄木三〇二町歩であった（第2表）。また、この共有林野の背後には、広大な国有の林野があった。

「これは国有といっても、農民の利用を排除するものではなく、小農民の馬産のための放牧地および家材、薪炭、秣などの採取地として、幕末以来、各村（現在の大字）または数ヶ村で独占的排他的に利用してきたものである。但し、その代償として各大字は、国有林野保全のための野火監視・盗伐防止・造林人夫等の強制的出役を、連帯責任のもとに課せられていた」⁽³⁾。

とりあえずここで、各大字の経済的な自立性を示す若干のデータを挙げておこう。第3表は大正一一年度の大字寄木の財政収支決算書である。収入の部に大正一〇年畑小作料未納分八八円六六銭、畑小作料二三四八〇銭とあるのは、大字寄木の共有地を寄木住民に貸し付けて徴収した小作料である。小作料反当一円とすれば約三〇町歩の貸付地があったことになる。⁽⁴⁾この

第3表 大字寄木財政収支決算内訳（大正11年度）

収 入 の 部		支 出 の 部	
内 訳	金 額	内 訳	金 額
前年度繰越金	681.01	租 税	129.10
大正10年畑小作料未納分	88.66	山 巡 視 給 料	144.00
緑川立木売払内金	186.50	印 鑑 3 ケ 代	10.42
畑小作料（1部残）	234.80	営林署主事に銀時計贈与	25.00
計	1,190.97	小学校宝蔵庫修理	48.84
		同 工 事 食 料 分	3.00
		森林保護組合旅費	15.00
		薪炭払下地調査人夫賃	39.00
		伐採跡地検査人夫賃	15.00
		薪炭材払下引受人夫賃	10.00
		区 長 給 料	44.00
		租 税	2.82
		筆墨代及びその他札金	20.91
差引次年度繰入れ	683.88	計	507.09

資料：第2表と同じ，140頁より引用。

第4表 下草等払い下げ内訳（大正11年度）

種 類	払 下 量	見 積 価 格
下 草	35,000㎡	45.5円
地 竹（篠）	50束	2.0
蔬 菜	600㎡	30.0
食 用 果 樹	200㎡	20.0
山 桑	500㎡	10.0
計		107.5

資料：第2表と同じ，135頁より引用。

注．松尾・野駄森林保護組合912町歩，入林鑑札269枚，看手人22名。

第5表 薪炭払い下げ内訳

種 類	払 下 量	払 下 価 格
薪 炭	雑木1,142本（才積2,844石）	261.90円（含事務費）

資料：第2表と同じ．140頁記事より作成。

注．これを馬189頭に割り付け，1頭当たり1.39円の割で徴収。

外に、第4、5表のような国有地からの薪炭や秣の払い下げが、各大字に対して行なわれていた。村民は、大字の徴収金を村費、行政村の税金を上納金と呼び、上納金よりも村費の納付を優先させたという。村費の納付が、馬の放牧と秣や薪炭や家材などの大字からの受給を保障するものであったからである。

三つの大字には、それぞれオトナ制度（野駄）、互長組（寄木）、相談役（松尾）などと呼ばれる組織があった。規制がもつとも厳しかったといわれる大字野駄を例にとって、そのオトナ制度をみてみよう。⁽⁵⁾

オトナ制度は明治の市制町村制施行の時点で大字野駄に設けられたもので、二〇人役を越えたイエがオトナの仲間入りを認められたという。一人役とは八畝のことで、一日分の田起こし面積のノルマを示す。二〇人役とは一町六反の耕地所有者、つまり一戸前の農家の資格をもったものを指したのである。大字野駄におけるオトナの数は次第に増えて、昭和戦前には一八人であったという。そして、例えば森子集落（三〇戸）の場合オトナが二人いたが、年々交替でフレガシラ（集落の世話役）となり、その世話役活動の報酬として森子の各戸からヤトイと称して年に一日（つまり、三〇戸で三〇日）の無償労働の提供を受けたという。

これらの慣行は他の集落でもほぼ同様であった。後述するよ

うに、松尾村の集落社会はそれぞれ本家分家関係のヒエラルキー構造をもっていた。その本家（この地域では本家のことをオーヤ、分家のことをカマドという）層が経済的にも優位を占めて、オトナとして集落社会を統轄し、外に向かって代表していたのである（以下、三大字それぞれのオトナ、互長、相談役を総称してオトナと呼ぶ）。

集落を超える社会圏たる大字の範囲でパブリックな行動をする人々は、当然、これらオトナ衆に身分的に限定されていたのである。大字の共有地はもちろん、その背後にある広大な国有林野の農民的利用も、また、それらの林野保全のための義務人足の出役もこのオトナ衆の管理下にあった。この馬産地帯における馬や材木や薪炭などの流通過程も、地主、馬喰（馬貸付預託商人）、材木商などオトナ衆を構成する社会身分層によって、いわばその外業部が掌握されていたであろう。松尾村の政治と行政が、かれらオトナ衆の掌中にあったことはいうまでもない。村会議員を何期も留任するものが明治から大正末期ごろまできわめて多かったこと（反面、その時期の村長の任期は短かった）は、そのことを暗示している。

藩政期の入会林野や馬肝煎によって村単位に統轄されていた馬組は、明治以降、国の森林政策や馬産政策によって森林保護組合（地元側からは縁故特売組合と呼ばれる）、および産馬組

合として制度化されたが、その規制を受けとめる客体として一般に旧ムラ秩序が利用されたといわれる。⁽⁶⁾松尾村の場合、それは三大字それぞれのオトナ制度であつた。いわばこのオトナ制度が、広大な村有・国有林野の農民的利用を中心とする松尾村農業の、事実上の土地管理主体であつたとみてよいであらう。

(三) 集落の構造

前述したように、三つの大字の下には四ないし六個の集落が包摂されているが、村会議事録にこの集落の存在が言及されることは、殆どなかった。恐らく集落は、昭和初年まで、行政村からの直接の政策対象となることがなかったのであらう。

松尾村の各集落では、同姓の家の占める比率が高い。これは、集落を構成する家の多くが、共通の先祖を出目とする本家分家関係によつて結ばれているからである。分家の中には養子カマドと呼ばれる非血縁分家(奉公人分家)が含まれており、例えば第一図に示した落合部落の高橋家の場合、旧土族を本家とする直接の分家五戸のうち三戸が養子カマドであつた。この外に、かまどに準ずる家関係として、他村からきて有力家の世話になりつつ地元で嫁を迎えて定着したヌギワラジがある。

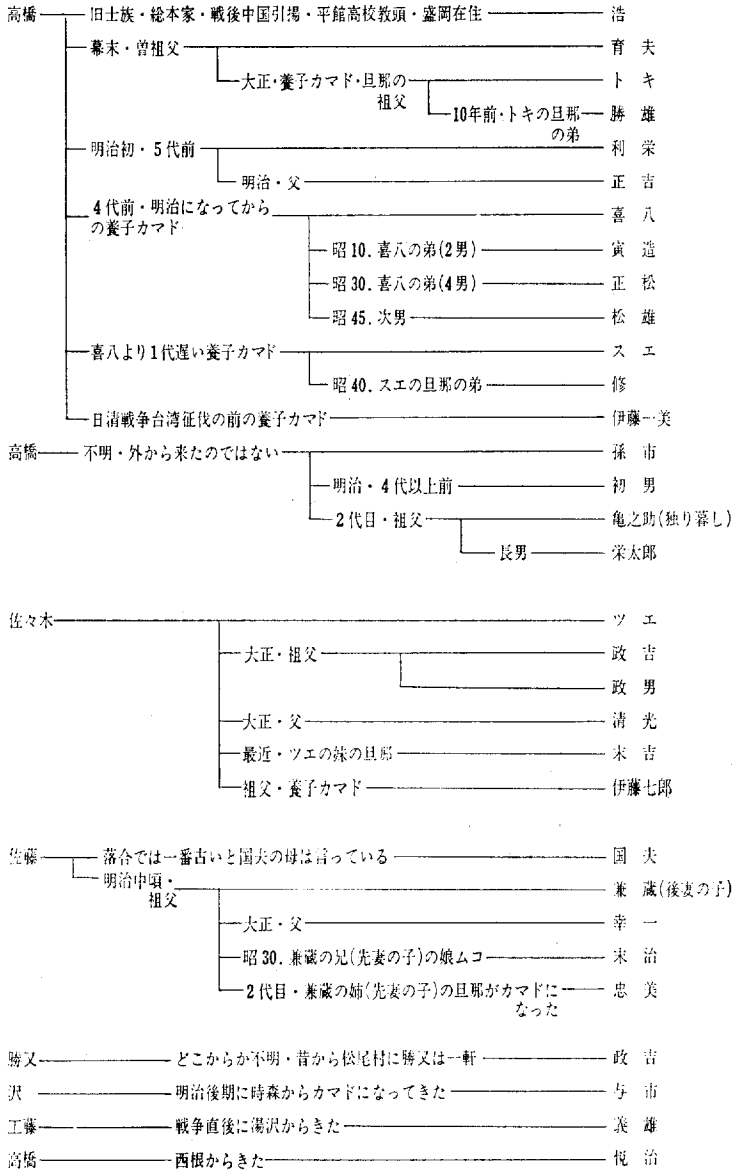
分家は、オトナ・オーヤ衆の管理下にある大字の共有地の開拓を手掛かりにして創設された。この分家の創設は、明治後半、

以降、林業兼業の場の拡大に伴つて増加したようにみえる。例えば第二図に示した中沢部落の場合、享和年間の、市右エ門、川向と屋号で呼ばれる二戸から、幕末期二戸、明治期七戸、大正期五戸、昭和戦前四戸、戦後八戸と分家を創出して、現在二八戸となっている。この外に、明治末以降、他村から入植して漸増したものなど九戸がある。

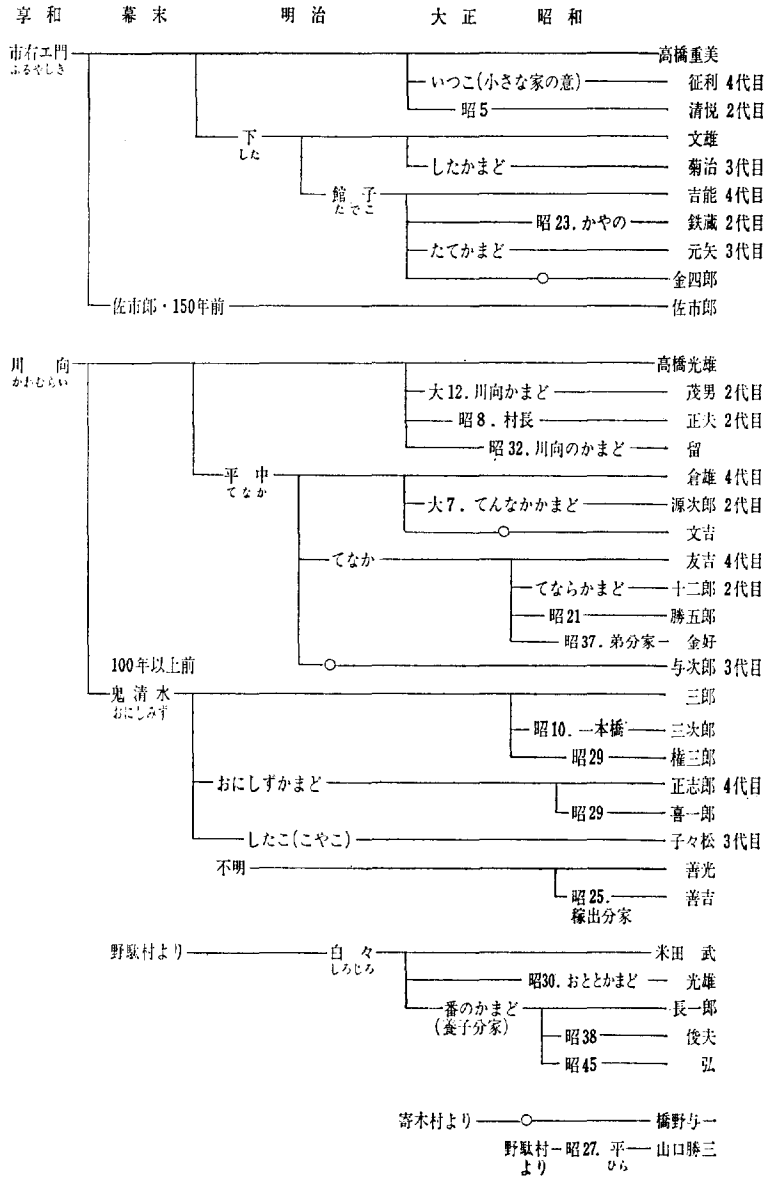
さきに第一図で示した落合部落は、享和元年(一八〇一年)の戸数一五戸と記録されている歴史の古い部落であるが、享和年間に居を構えていたと思われる家で今日も残っているのは高橋孫市、佐々木ツエ、佐藤国夫、勝又政吉の僅かに四戸。その他に戦後離村の旧土族高橋浩、明治期離村の下苦米、稲荷(屋号)、が記憶されているにすぎない。図にみられるように、現住戸数の大部分は明治以降の創設なのである。凶作があいつぐ厳しい自然条件のもとで家の存続は容易でなく、激しい生滅が繰り返されてきたのであらう。このような状況のもとでは、永続性の乏しい家々の間に地縁的な共同関係は育ちにくい。むしろ、その出自の相互是認に基づく血縁的な共同関係が、社会的紐帯としてより強く機能してきたのではないであらうか。

戦前期まで、オーヤ(本家)とカマド(分家)とが恩情と奉仕の主従関係によつて結ばれていたのも、右にみた血縁的な共同関係の一側面であつた。村民の一人は、つぎのように語つて

第1図 松尾村落合部落の家の系譜



第2図 松尾村中沢部落の家の系譜



いる。「オーヤ（本家）」は金も物も持っていたから、カマド（分家）の面倒をみた。カマドで家族が多く食糧に不足すればオーヤから借りた。ムラうちで争いが起こればオーヤが仲裁した。昔は困ったことがあると心のなかまでつつみかくさず相談したものだ。オーヤを中心に共同で田植えをしたから、市右エ門（オーヤの屋号）の組が一日でも遅れると、川向い（別のオーヤの屋号）の大将が引率して応援に行った。オーヤの田の除草にカマドが助けにいくと、夕飯をご馳走になってくる。選挙もオーヤの言うとおりに右へならえ、だった」。

当地方では昭和戦前期においても地主小作関係は大きく成立していない。したがって、本家分家関係が地主小作関係と重なってその支配力を強めていたとはいえない。しかし、広大な林野を背景とする馬産や林産のオーヤ・オトナ衆による管理を通じて、カマド層はその主従身分的支配のもとにおかれていたのである。

松尾村には大字毎に一つずつ神社があるが、集落を単位とした神社は成立していない。山の神などの祠は点在しているが、集落が主体となつてこれを祀るといった行事はない。集落毎の公民館の盆踊りや草相撲は、おそらく神事とは異なる新しい催しであろう。集落固有の経費の徴収も行われていない。さきにみたように大字は広大な共有牧野の所有主体であるが、集落

がその共有の下位の所有主体として位置づけられることも全くないのである。一方、戦後開拓の集落刈屋では、昭和五六年六月に開拓神社を建立した。いまここに漸く、新しい自治村落が本格的に成立しつつある、といえるのではなからうか。集落を単位とする共有山林の造成なども、最近、始まっている。

※

中村吉治著『村落構造の史的分析』（日本評論新社、昭和三十一年）は、岩手県紫波郡煙山村松ノ木部落の詳細な調査に基づいて、家々の共同組織が松ノ木部落内に重層していないことを明らかにし、これをもって近世以降の村がすでに分化してきていることの証左だとみなした。これに対して水津一朗著『社会地理学の基本問題』（大明堂、昭和三十九年）は右の中村説を批判して、松ノ木は本来的な意味での部落ではなく、これを包摂する大字煙山こそが部落であり、この大字煙山の範疇からみれば、家々の共同組織の大半がその中に重層している事実を明らかにした。この水津一朗の指摘は、われわれの松尾村において、「集落」が部落の実態に乏しく「大字」がその実態をそなえている事実とよく類似している。このような村落の構造が、煙山村を含む岩手県下の旧馬産畑作地域の特徴なのではないだろうか。

(四) ムラ社会の歴史的背景

これまでみてきたような松尾村の行政村・大字・集落の構造に關して、それをもたらしした歴史的背景を宇佐美繁稿「東北農業の地帯構成と松尾村の位置」⁽⁷⁾はきわめて説得的に説明している。やや長くなるが、その一部を要約的に引用・紹介しておくことにしたい。

「東北の畑作馬産地域の場合、その中には、中世から近世初頭の時期に一つ一つの谷間に入った武士団によって土地が開発され、そこでの主従關係が地頭・名子關係を再生産させた地域が含まれている。この点で、この畑作馬産地域は二つの亜種形態に類別される。一つは村の土地の大半が地頭的地主に支配されている地域△類型Aで、ここでは名子分家が奉公人をも含んで広範に創出された。いわば中世的村落構造が再生産されたのである。いま一つは、名子・地頭制を持たず、村の土地が藩制期の本百姓の系譜を引く農民層によって共同で支配されている地域△類型Bであって、そこでの分家創出は同族集團を拡大再生産し、同族の長たる本家筋の農家の連合による村支配・土地と水の管理が行なわれた。

松尾村はこの類型Bとした地域の典型事例である。その広範な本家關係の形成は藩制期からの遺制としてよりも、明治期以降の畑作馬産地域の特異な条件の下で展開したもののよう

に考えられる。即ち、明治中期以降林業兼業（主に製炭）の場が拡大し、零細な耕作反別でも兼業形態で生活を自立化させる可能性が与えられたこと、および開墾可能地が集落近傍に残されており、ホマチ田の形態での耕地所有が可能であったこと、など。こうして零細耕作の兼業分家層が、本家層の支配下で広範に形成されることとなったのであろう。

それを類推させる一つの資料がある。『松尾村の歩み』（松尾村役場発行）に引用されている享和元年（一八〇一年）の集落別戸数を見ると五〇集落のうち戸数一―二戸の集落が二〇もあり、五戸以下の集落だけで全体の七割を占める。逆に一〇戸以上の集落は八であるが、その内訳をみると旧村の中心集落三、旧津軽街道に面して駄賃付等の企業が形成されていたと思われる集落二など、いわゆる純粋な農業集落とは區別されるところが多い。つまり藩制期までの松尾村の集落は、基本的に、開発者がそれぞれの谷間に分散して居を構え、分家を出すことなく農業生産を営んでいたことを類推させる。

前節に描いたこの村の本家層を中心としたヒエラルヒシシユな構造は、右にみたようにむしろ明治期になって強固な姿をとって立ちあらわれたものと考えられる。それは三つの要因による。一つは藩制期の入会牧野の大半が官没され、残された牧野利用をめぐって村相互の利用調整はるかに深刻さを帯びてき

たこと。二つは明治以降の分家創出の過程で共有牧草地の開墾が急速に進むが、その調整も村社会の仕事となってきたこと。三つは水田の開発整理も個々バラバラではなく一定の地域的まとまりをもって行なわざるを得なくなってきたことである。こうして大字（旧村）単位のオトナ制度が明治中期の三村合併後に形成されてくるのであり、戦後改革による民主化が行なわれる時期まで村の支配機構として存続した。

注（１） 例えば、大正七年一月二三日村会に提出されている議案第一号 部落有立木処分ノ件、第二号 部落有土地寄付及採納ノ件、の部落は「大」ブラクを指している。

（２） 例えば、昭和一五年一月二六日村会議案第二号、松尾村部落常会ノ区域及ビ運営方針ヲ定ムル件、の部落は「小」ブラクを指している。

（３） 須永重光・菅野俊作『岩手山麓における畜産業と牧野利用の経済構造——岩手県松尾村調査報告——』（東北大学農学研究所、昭和三二年）、八七頁。

（４） 昭和一〇年度の大字の歳入予算において、大字寄木では三二六円、大字野駄では六〇〇円の貸地料収入が計上されている。また、大字寄木の部落文書「昭和一五年貸地台帳」に記録されている個人別貸付地件数二五六件の面積と小作料を積算すると、九九・八町、一

《ノート》 共有地と集落組織・その解体と再編成

三三・一円余（反当小作料平均一円三三銭）となる。さらに、農地改革で解放になった大字共有地の貸付地は大字寄木八二・四町、大字松尾六一・四町、大字野駄一一・一町、計二五九・八町歩であった。以上の数値から、昭和一〇年以降農地改革までの間に大字共有地の開墾・貸付けがかなり進行したものと推測される。

（５） 須永・菅野『前掲書』、一〇二―一〇三頁に大字寄木の互長組および大字松尾の相談役について詳しく報告されているので、本稿では、これまで報告がなかった大字野駄の組織を紹介しておく。

（６） 須永・菅野『前掲書』、一二〇頁。

「これまで述べてきた過程は総じて、農民の利用から分離創設された官有という所有権が、その本来的な性質すなわち独占排他的性質を具体化する過程であるが、それは農民の入会的利用権の吸収否定過程にはかならない。しかしそれを極限まで吸収しても、全面的に否定するわけにはゆかない筈である。このことは農業生産の自給性に基づくのであるが、また国有林の直接経営は地元農民の共同賦役に依存する外ないからでもある。かくして極限された農用林野を媒介として両者は再び結合することになるのは当然であろう。それは松尾村における明治三六年を期期とする造林事業の展開と、それに伴う村落の再編成すなわち国有林から

すれば山林保護組合、農民側からすれば縁故特売組合の設定となつてあらわれたのである。

(7) 宇佐美繁「東北農業の地帯構成と松尾村の位置」

(農業総合研究所 特別研究 研究資料第五号『経営複合化と土地管理主体——岩手県松尾村を中心として——』第九章、昭和五十七年二月)。

二、共有地の解体と集落組織の再編成

(一) 共有地の解体

三大字の共有地七二四・九町歩のうち二五九・八町歩は、農地改革に伴う大字共有地の貸付地の解放によつて、それぞれの耕作者に分割された。また、二六四・二町歩は未墾地買収となり、開拓者集団の入植地として割譲された。共有地をこれ以上未墾地買収の対象とされることを危惧した地元側は、以後、共有地の地元民への分割に踏み切つた。

さらに、藩政期からこの地域の経済を補完的に支えてきた馬産の壊滅と、その後をおそつた酪農と肉牛生産の展開によつて、林野の利用形態は大きく変貌した。かつて、馬産むけの粗放な農民的利用にゆだねられていた広大な国有の自然牧野は放置され、共有地に村営の高度集約牧野が造成されるなど酪農むけの比較的小面積の栽培牧野経営が普及した。また、製炭の衰退と

農家世帯員の賃労働兼業の進行によつて、かつての共有薪炭林はその価値を失い、国有林の造林とともに村営造林が進められることになった。

以上の諸経過の中で、三大字は、共有地の所有・管理と国有地の農民的利用の大部分を手放すこととなった。

オトナ制度と深く結びついていた森林保護組合と産馬組合とは、未墾地解放の過程で再編されて牧野農業協同組合となり、その民主的定款によつて旧来のオトナ制度をはなれることになった。昭和四十一年に施行された「野駄部落財産管理規程⁽¹⁾」は、部落民に配分され私有化された不動産について、部落外への売却を禁ずる等の規制を残しているけれども、昭和五十七年度中に共有地分割の配分手続きを完了すれば、牧野農協は解散となり、右の規制は効力を失うものと見込まれている。

(二) 大字の衰退と行政組織の登場

昭和二十一年度から、大字単位に歳入出予算を組む方式は廃止された。これは、上述のように大字の共有地が激減した上に、農地改革によつて大字共有地内の貸付地が解放されて大字は地主としての地位を失い、大字の財政が小作料収入に依存することが出来なくなったからである。

大字の支配身分層としてのオトナ衆は、農地改革等に伴う大

字共有地の解体に加えて、戦後の民主化の風潮の中で、その勢力を後退させた。替わって勢力を伸ばしてきたのが自作農層であったが、その社会的勢力の広がりはおトナ衆に及ばず、大字単位よりも狭い地域に、その勢力圏を縮小させたであろう。

この間隙に、おトナ衆の社会秩序にかわって大字より上部の社会秩序を担うものとして登場したのが、行政組織であり、かつ、それを背景とした新しい指導者たちの出現であった。昭和三〇年から、長期にわたって村長が留任する体制が確立したのは、その一つの表現であろう。地方自治体が、国の融資や補助金をバックにして、強い指導力を発揮するに到ったのである。

いま一つ、行政村を単位とする組織として、農業協同組合の地位の上昇を挙げなくてはならない。特に昭和三五年ごろから、「在来雑穀作と馬産に代わって、旧来の畑地と牧野に向けて急速に普及した園芸的作物と乳牛、肉用牛などの畜産部門とは、生産過程だけでなく販売過程での結集を要請する部門であったから、地域社会における農協の役割と地位とを著しく重要なものとしたのである。これは、松尾村のみの現象ではない。東北農業の中で近時、特に注目されている民主的農協、あるいは地域農業複合化の先駆的事例として紹介される志和、田子、住田、金ヶ崎等々は、いずれも旧畑作馬産地帯に位置し、今日では稲・園芸畜産複合地域へと展開してきた地域であり、われわれ

れの松尾村もその一角を構成しているのである」⁽³⁾。

(三) 集落組織の再編成

集落が行政の末端組織として村会議事録に登場するのは、漸く昭和一五年である。これは戦時中に全国画一的に実施されたものであるが、村会議事録に、「一、松尾村常会内部落ハ左ノ一五区ニ別ケ、概ネ既設農家組合ノ区域ニ拠ル。二、各大学毎ニ部落会連合会ヲ置キ、連合会長ハ各区長トス」と記されている。当時の農村経済更生運動の一環として、集落はすでに農家組合の単位となっていたのである。

昭和三〇年代の稲作技術の収量四〇〇キロ水準への安定的定着、高米価、岩大工法の確立と開田による昭和四五年の水田面積一〇〇ヘクタール余への倍増、最近二〇年間の乳牛一八〇〇頭への四倍増および園芸的作物の普及と農協販売の著増、さらに外部雇用の広がり等々、農家経済は拡大し、激変し、商品経済にまきこまれた。

このような農家経済の拡大と商品化の過程で、個別農家の経済的自立化は著しく進行した。かつて松尾村では、本分家のヒエラルキー関係と、その上に形成されたおトナ制度（「大字」）が自覚的統一体として現われて、集落はむしろ無自覚の統一体にとどまっていた。これが昭和三〇年ごろから上記のような社

会的平準化の作用を受けてヒエラルキーは退化し、集落の単位が、自立化した家群の認識された自覚的統一体として顕在化する可能性をもったと思われる。

三大字の共有地と馬産畑作農業の管理主体であったオトナ制度に替わって、地域農業をトータルに捉えてその発展を構想する主体として、地方自治体と農協とが松尾村に登場した。一方、集落は、自立化した個別農家群の自覚的な補完組織として、自治体および農協の下に連結されることが期待されている。

しかし、いまのところ集落の組織は未だ十分な確立をみていないように思われる。自治体と農協は、さまざまな下部機構を地域内に設定しているが、それらは必ずしも集落と重層していない。例えば大字野駄の場合、行政連絡員、衛生組合、年金組合は三つの地域区分に、納税組合と農業開発協議会（農協の集落単位組織）は六区分に、土地改良区の償還組合は七区分に分けられている。行政各部門の都合で、複数の集落を一つの組織に束ねたり、分けたりすることが屢々行なわれているのである。ある村民の表現によれば、これらは「役場や農協の事務を通牒する組織」にすぎない。集落はまだ、これらの諸組織を包括する自己固有の組織を形成するに到っていないのである。ムラを統括する固有の組織は、弱まったとはいえ今日もなお、大字を単位とし神社を中心にして存続しているといつてよい。そして

集落では、農協の集落単位組織たる農業開発協議会が、非農家を含まない不徹底な形で、一応、全体を統轄する機能を代行しているのが今日の姿であるように思われる。しかも村民は、この現状に、とくに問題を感じてはいない。

以上みてきたような歴史的な社会条件をふまえて、松尾村の戦後農業は、すぐれて機関（自治体と農協）主導型で推移してきているように思われる。今日、この村がかかえている総事業費五億八千余万円に及ぶ新農業構造改善事業の推進問題は、機関主導型のこの村の農業推進の一つの姿だといえよう。一方、国の統治機構の一環として機能する行政自治体が、その構想の枠組みを設定した主体である。他方、経済団体として組合員の加入と利用の自由の中で、経済合理性から離れることを許されない農協が、実施計画を具体的に肉付けし、経営採算を勘案しつつ組合員を誘導してゆく牽引者である。そして、個別農家は、これらの機関の財政的補助と知識・技術の指導を受けながら、自らの危険負担のもとで経営と労働を担っていかなくてはならない。

右にみたように性格の異なる自治体と農協との二つの機関が、この計画の推進に向けていかに機能分担をはかりつつ連携を保つてゆくか。また、これら機関の指導と助成のもとで、多数の農家の能動的参加をいかにして引き出すか。農協の集落組織と

して再編成された農業開発協議会は、機関の目的に沿って組合員農家をいかに結集しうるか。問題は多く、大きい。

比較的まとまりがいいとされるある集落の開発協議会長でさえ、協議会の寄合いに七〇人のうち三〇人を集めることができれば上々だ、と語った。殊に第Ⅱ種兼業農家を集めるのは容易でないのである。

水田利用再編に直面して集落内の個別農家は経営複合化を追られている。この過程とならんで農業労働力の兼業への傾斜、女性化、高齢化がすすんでいる。一方、松尾村内の各集落は、それぞれの歴史と自然条件のもとで、水田稲作と兼業のムラ、水田稲作と蔬菜畑作のムラ、大規模な牧草畑と酪農のムラ、等々へ典型的に分化する傾向をみせている。歴史の古い集落は前者に傾いて停滞的であり、戦後開拓の集落は後者に傾いて前進的にみえる。

これらの動向をふまえながら、新旧の勢力の調和をはかりつつ、新農業構造改善計画を中軸にすえて、地域農業の複合的發展の方向をいかに推進してゆくか。それを担うこの村の今日の土地管理主体は、△自治体・農協↓集落↑農家▽の重層的な総体だとしなくてはならないのである。⁽⁴⁾

注(1) 野駄部落財産管理規程 第一章 この財産の権利を有する者は部落財産管理開始以来先祖代々野駄部落に

《ノート》 共有地と集落組織・その解体と再編成

居住し現在も居住するものとし……。第3条 権利者は、左の各項の一に該当する時は、役員会においてこれを処罰することができる。1、無断で部落有地を開墾又は使用した時。2、家材及びせり木を他部落に売却したる時。3、配分せし不動産を無断で他部落に売却したる時。……この規程は昭和四一年九月一七日から施行する。

(2) さらにいま一つ、当村内に所在した有名な松尾鉦山(硫黄)からの財政収入が、地方自治体の強化に役立ったことも看過できない要因であった。「昭和三年の村の総予算は約五十七万円であるが、その約八〇%は鉦山関係の税収入である。他村に誇る新しい試みと施設、例えば、ミルクプラント、パン工場、元山野菜直売所、四〇町歩の高度集約牧野、電気牧柵による緬羊の共同種付放牧場、養鱒場、碎石場、町営温泉療養施設、診療所等も、村当局者の熱意の外に、豊かな財政に負うところも少なくないのである」(須永・菅野『前掲書』、五一頁)。

なお、この硫黄鉦山は石油化学工業の発展とともに衰退して昭和四九年に閉山となった。それが村の財政逼迫と産業構成上の危機をもたらしただけとはいえない。その打開策として、東北高速道路建設に伴う土木建設業の進展、八幡平開発による観光産業の興隆、

△ノット△ 共有地と集落組織・その解体と再編成

企業誘致等の対策が打ち出され、産業構成の再編成がすすめられている。そうした中で、あらためて地域に根差した産業としての地域農業の振興と集落組織の再編成が、課題として登場してきているのである。

(3) 宇佐美繁「前掲論文」、一六七頁。

- (4) 今日の土地管理主体は、 Δ 自治体・農協 $\downarrow$ 集落 $\downarrow$ 農家 $\vee$ の重層的な総体だとするこの見地について、豊田隆「複合経営の発展と土地管理主体」(特別研究 研究資料第五号『前掲書』第八章)は、集落単位の農業開発協議会の最近の動向を詳細にあとづけて、土地管理主体の中核として高い評価を与えている。